

チルドレン・ファーストの行政推進を実現するため、 「こども庁」の創設を求める意見書

家庭、学校、地域等を問わず、子どもの命や安全を脅かす状況が続いている。

新型コロナウイルス感染症による混乱が続いた令和2年は、児童虐待で死亡した児童は令和元年より増加し61人、自ら命を絶った児童生徒は500人近くに上る一方、平成30年に公表された厚生労働省の報告では、子育て関連支出の対GDP比率は1.7%と先進諸外国と比較しても著しく低いままの水準である。

一人一人の子どもが健やかに育つこと、子どもの権利条約の理念を十分に踏まえ、子どもが自分の意思で生きられる環境を整えること、子どもを持ちたい・育てたいと願う人々に寄り添い、子どもを産み育てやすい日本とするため、我が国は今こそ「こども最優先（チルドレン・ファースト）」の子ども・子育て施策に大きく舵を切るべき時である。

府省庁間の縦割り行政の弊害、不妊治療・妊娠・出産や教育費などに対する負担感、虐待などに対するやり場のない憤りや保育と教育の質についての不安など、子育て世代に共通する多くの悩み・課題に 대응するため、府省庁間の連携を確保するとともに、国・都道府県・市区町村一体となったチルドレン・ファーストの子ども行政を実施しなければならない。

このため、チルドレン・ファーストの行政の推進を実現するため、下記の事項について強く要望する。

記

- 一、専任の所管大臣によって率いられる「こども庁」を新たに創設すること。
- 一、「こども庁」には、子どもに関する課題（子どもの虐待、自殺、事故、不登校、いじめ、貧困、DV、非行、教育格差等）の網羅的・一元的把握と医療・保健・療育・福祉・教育・保育・警察・司法等の各分野における子ども関連施策について、縦割りを克服し府省庁横断の一貫性を確保するための総合調整、政策立案、政策遂行等の強い権限をもたせること。
- 一、「こども庁」の指揮の下、チルドレン・ファーストの子ども行政の推進に当たっては、国の施策のみならず都道府県、市区町村間での連携にも十分に留意するとともに、行政の手續について、デジタルを活用し簡素化、情報連携を図ること。
- 一、「こども庁」の採用、人事の在り方や専門人材の育成の在り方については、所管内容をよく論点整理した上で、実効性のあるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月5日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、総務大臣

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

教育現場では、「誰一人取り残すことのない創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGA スクール構想」が進められている。

一人一台の端末整備等、ハード面の取組に加えて、ソフト面においても「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、児童生徒の学習上の困難さを低減するものとして、「デジタル教科書」の導入も進められようとしている。

「GIGA スクール構想」に対しては、デジタル教科書やデジタルドリルの活用、またオンラインでの授業や到達度に合わせた学習を推進することにより、多様な学びへの期待が高まっている。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報取り扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められる。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要である。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧される。そこで、各自治体において、Society5.0時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、更なる充実を図る教育デジタルトランスフォーメーション（以下、「教育DX」という）の実現に向けて取り組んでいくべきである。そのために、以下の事項について迅速に対応することを求める。

記

- 一、情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 一、システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。
- 一、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。
- 一、よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月5日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、情報通信技術(IT)政策担当大臣、総務大臣